

## 業務委託設計書に添付する特記事項

### 1 業務箇所

路 河 川 名	市 町 村 名	箇 所 名
(国) 2 5 4号	松本市	三才山(12)

### 2 業務目的

本業務は、位置図に示される既設法面箇所において、斜面上に転石が多数分布し、落石が懸念されることから、法面防災工事として最適な対策工法を設計するために必要な測量業務を実施して経済的かつ合理的な詳細設計を行うとともに、その結果を基に工事施工するため必要な仮設計画、設計資料を整備することが目的である。なお本業務において測量延長・測量結果に基づいて設計内容の変更・業務期間を変更する可能性があります。

### 3 業務内容

#### 設計業務

##### (設計計画)

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、設計業務共通仕様書共通編3 - 1 - 10第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。また3種類以上、概算の工法検討及び費用の検討を行うこと。

##### (現地踏査)

受注者は、平面図に示された設計範囲を含めた周囲の地形や地質条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。また、踏査により、浮石の状況なども確認する。また、写真撮影を行い整理すること

##### (設計条件の確認)

受注者は、平面図に示された、斜面の状況を現地踏査、測量結果、既往資料などから基本条件を整理し、監督員による確認を行わなければならない。なおその内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。この時、設計の方針を決定するものとする。

(仮設設計)

受注者は、現場条件により仮設施設の設置方法の検討を行い、仮設図を作成する。

(設計計算)

受注者は基本条件について、確認された事項により設計計算を実施する。

(設計図)

受注者は、設計計算から定められた構造形状から、本体工の構造一般図(詳細図)、平面図、横断面図、展開図を作成し、監督員の確認を得るものとする。

(数量計算)

確認された設計図面をもとに、本体工の数量を種別に計算し、工種毎にとりまとめを行う。

(照査)

照査技術者は、設計業務共通仕様書共通編 3 - 1 - 7 に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

設計図を基に現況との取り合いや、地質、地形条件との整合性が適切にとれているかの照査を行う。

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

設計計算、設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(報告書作成)

受注者は、設計業務の成果として設計業務共通仕様書 1 - 2 - 1 1 に順じ、作成するものとする。

(打合せ協議)

受注者は、予め提出された業務計画書に基づき、発注者と打合せ協議を行うものとする。なお、疑義等生じた場合など、必要に応じて打合せを行うものとする。

測量業務

(作業計画)

受注者は、契約締結後作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(製図工)

受注者は、発注者の貸与する道路台帳平面図をトレースすることにより、当設計で用いる地形図を作成するものとする。

(平面測量)

既成図面(道路台帳図面)を利用し平面図を作成する。

(横断測量)

道路に対して、直角方向の線上について、横断測量を実施する。

なお、測量幅は40～45未満とする。

4 業務期間

完了期限 約120日間

5 成果品

電子納品について： 対象とします 対象ではありません

測量設計業務	報告書	3部
	電子媒体報告書	2部
	原図(筒入り)	1式

6 業務委託をするにあたっての条件等

項目	内容
打合せ協議	業務着手前及び成果品納入時、中間打合せの3回を標準とし計上しております。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は設計変更の対象とはなりません。
電子納品	本業務は電子納品の対象です、別記3による特記仕様書によるものとしします。
その他	現場着手にあたり、関係機関(市、地元区)への挨拶をおこなってください。

### 【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

#### (電子納品)

第1 本業務は、電子納品対象業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領(案)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

#### (情報共有)

第2 本業務は、情報共有対象業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

#### (要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準用する。

#### (着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

#### (電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

#### (情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

#### (業務完成図書の提出部数)

第4 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- 1) 電子納品対象書類 電子媒体(CD-R) 2部(正・副)

	紙媒体	3部（その他、協議による）
2) 上記以外	紙媒体	3部（その他、特記仕様書による）

< 参考資料 >

長野県における CALS/EC の取組み：

<http://www.pref.nagano.jp/doboku/kanri/gikan/system/cals/cals-main.htm>

- ・ 電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・ 電子納品及び情報共有に係る運用の手引き  
「運用の手引き」協議チェックシート（業務用）
- ・ ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領